

始良市農業委員会総会議事録（令和3年9月）

1. 開催日時 令和3年9月30日（木） 午後1時25分～午後3時15分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 0 人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、2 番推進委員、3 番推進委員、4 番推進委員、
5 番推進委員、6 番推進委員、7 番推進委員、8 番推進委員、
9 番推進委員、10 番推進委員、11 番推進委員、
12 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

- 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 8. 議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
- 9. 農地あっせんの経過報告
- 10. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 11. その他.

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査

	始良市農業委員会総会議事録（令和３年９月） （大会議室に農業委員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和３年度 第６回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、２番農業委員、３番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 7 番までについて、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 9 月 30 日、契約の始期は 10 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 1 件、3 年間で 2 件、4 年間で 1 件、5 年間で 3 件、10 年間で 1 件で、合計 8 件となっております。面積につきましては、合計 13,262㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 3 ページの 8 番が、5 番農業委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 7 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 7 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
---	--

議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から7番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号 8番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
	8番の関係者、5農業委員の退席をお願いします。
委 員	（5番農業委員退席）
議 長	それでは、8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、8番については原案のとおり決定いたしました。
	5番農業委員は着席してください。
委 員	（5番農業委員着席）
議案第2号	
議 長	次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。
	1番から4番までについて説明をお願いします。
	まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、4ページから5ページでございます。今月の申請件数は、4件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 愛知県稲沢市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字石原田〇〇番 田、1筆の1, 300㎡となります。

議 長	以上で、1 番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の1 番に関連して、1 3 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 3 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3 年9 月1 5 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、兄弟間の贈与による所有権移転であります。機械等は、軽トラック1 台を所有されておりますが、トラクター等は友人からリースするとのことでした。労働力は、本人のみですが、農繁期には友人に手伝ってもらうとのことでした。 よって、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1 番の報告を終わります。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字諏訪原〇〇番〇 田、字黒間瀬〇〇番〇 田、2 筆の合計面積が3 1 6. 6 4 m²となります。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2 番に関連して、9 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3 年9 月2 0 日、譲受人と電話で話をして、申請地を調査いたしました。申請地は、少し荒れていますが、譲受人が整地して耕作することでした。譲受人は、春花地区の担い手として認められた方です。機械等は、トラクター2 台、田植機1 台、コンバイン1 台、2 トンダンプ1 台、軽トラック1 台を所有しており、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2 番の報告を終わります。
議 長	次の、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3 番についてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 大阪府東大阪市在住の〇〇と長野県松本市在住の〇〇他3 名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字原口原〇〇番〇 畑の3 8 0 m²の内1 0 2 m²と字原口原〇〇

議 長 委 員	番○ 畑の339㎡の内102㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。 ただいまの説明の3番に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。17番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年9月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、人・農地プランで平松地区の中心経営体であります。主に水稻を栽培しております。今回は、自宅の隣接地にある当該申請地を、水稻の育苗施設を整備したいということで、購入したいということでした。機械等は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台あり、問題ありません。労働力は、本人のみですが、農業経験もあり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の○○。譲渡人 蒲生町上久徳在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字前田○○番 畑、1,921㎡の内1,423㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の4番に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。13番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年9月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、保険関係の仕事との兼業であります。機械等は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、草刈機1台、コンバイン1台あり、問題ありません。労働力は、長男夫婦2名もおおり、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員 議長	[質疑・意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員 議長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までについては、原案のとおり決定いたしました。
議長 事務局 議長 委員	議案第3号 それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番から2番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、6ページです。今月の件数につきましては、2件です。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前、変更後も、宮島町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、字江湖〇〇番田、2筆の合計面積が1, 793㎡です。当初の転用目的は、現場事務所・資材置場で、令和2年11月5日に5条許可がなされています。 変更後の目的は、事業用事務所・資材置場で、現場事務所を規模拡大して、事業用事務所・資材置場に変更とのことでございます。こちらは、議案第4号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の1番に関連して、2番農業委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、デリカフレンズから、北東に約60mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が雑種地、南も雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性

議 長	としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
事務局	次に、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前、変更後も、西餅田在住の〇〇。土地の所在が、脇元字平〇〇番〇 畑、1筆の面積が432㎡です。当初の転用目的は、駐車場で、令和3年8月5日に5条許可がなされています。変更後の目的も、駐車場で、隣接地も一体利用して、駐車場を整備する計画となったためとのことでございます。こちらは、議案第4号の2番と議案第5号の13番とも関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、18番農業委員に、議案第4号、農地法4条の規定による処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、白金酒造から、南西に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が鉄道用地、南が宅地、北が一体利用地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から2番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から4番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は7ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、宮島町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、字江湖〇〇番 田、2筆の合計面積が1,793㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、事業用事務所・資材置場で、理由といたしましては、現場事務所を規模拡大して、事業用事務所・資材置場に変更したいとのごことでございます。資金につきましては、自己資金で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。 以上で、1番の説明を、終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第3号の1番で、2番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、脇元字平〇〇番 畑、1筆の面積が432㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由といたしましては、店舗来客用駐車場に利用したいとのごことでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、議案第5号の13番と一体利用で、全事業面積が768㎡となっております。こちらは、議案第3号の2番と関連があります。 以上で、2番の説明を、終わります。

議 長 事務局	本案件につきましては、議案第3号の2番で、18番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、福岡県北九州市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑、1筆の面積が859㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、月極駐車場で、理由といたしましては、福岡県在住で農業を営む予定がないため、月極駐車場として活用したいとのごことでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、3番の説明を、終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、並木西公民館から、北に約10mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字関ヶ平〇〇番〇 田、1筆の面積が381㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由といたしましては、地形が細長く、耕作が不便なため山林にしたいとのごことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区のほうも、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。 以上で、4番の説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、大和葬儀社蒲生斎場から、西に約170mの位置にあります。被害防除現況として、東が市道、西が山林、南が市道、北が県道と宅地です。申請実現の確実性は、既に桜・梅が植えてあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議長	これより、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議長	議案第5号 次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から18番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、8ページから12ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、1筆の面積が899㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農

議 長	地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、骨材置場等を拡張するためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、木村ブロック工業の隣接地です。被害防除現況として、東が雑種地、西が水路、南も水路、北が資材置場です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、加治木町木田の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人は、蒲生町久末在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、字西塩入〇〇番〇 田、2筆の合計面積が921㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、現在の駐車場が雨期等には冠水するため、その代替地として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、木村ブロック工業の隣接地です。被害防除現況としまして、東が雑種地、西が資材置場、南が雑種地、北が農道です。申請実現の確実性といたしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の有限会社〇〇 取締役〇〇。譲渡人 日置市伊集院町在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字上笹原〇〇番〇 田、字上中重〇〇番〇 田、2筆の合計面積が891㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、近隣の住宅地と一体性を考え、宅地造成（5区画）に適しているとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。なお、9月21日の現地調査時点では、融資証明が申請中となっておりますが、9月28日に提出されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原地区公民館から、西に約60mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南が田と宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございませ。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇他1名。譲渡人 松原町在住の〇〇〇〇です。土地の所在が、松原町二丁目〇〇番〇 畑の一部、松原町二丁目〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が218㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟101.46㎡で、理由としましては、現在アパート住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１７番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１７番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原上公民館から、北西に約２００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、５番について事務局の説明を求めます。 それでは、５番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 長野県松本市在住の〇〇他３名です。土地の所在は、平松字原口原〇〇番〇 畑、３３９㎡の内１５１㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、通作進入路で、理由としましては、隣接地を３条で譲り受けることになったため、通作進入路として整地したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらは、議案第２号の３番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１７番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１７番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、原方公民館から、南東に約８０ｍの位置にございます。被害防除ですが、東が畑と宅地、西が宅地、南が市道、北が３条申請地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、６番について事務局の説明を求めます。 それでは、６番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 池島町在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の

議 長	所在が、船津字平原〇〇番 畑、1筆の面積が795㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由としましては、木を植え将来的には建築資材として利用したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、船津公民館から、南西に約530mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が里道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 池島町在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、船津字平原〇〇番〇 田、字平原〇〇番〇 田、2筆の合計面積が767㎡です。申請地につきましては、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由としましては、資材置場を建設して、その運営を行うことで、自己の生活安定を図るためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇（山林）75㎡と一体利用で、全事業面積が842㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、船津公民館から、南西に約430m

議 長	の位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が畑、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町上久徳在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字前田〇〇番 畑、1, 9 2 1 m²の内 4 9 8 m²です。申請地につきましては、農地の広がり は 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1 棟 1 1 1 . 7 9 m²で、理由としましては、自己の住宅を建築して、生活の安定を図りたいということでございます。資金のほうは、融資で対応となっております。また、被害防除計画書が添付されております。分筆した残地については、議案第 2 号の 4 番の 3 条申請地であります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、大和葬儀社蒲生斎場から、北西に約 9 0 m の位置です。被害防除現況といたしまして、東が畑、西が市道、南が 3 条申請地、北が山林です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、9 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字西中原〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 3 4 2 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由のほうにつきましては、宅地造成（1 区画）の計画に至ったとのでございます。資金につき

議 長	ましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。17番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、重富地区公民館から、東に約120mの位置です。被害防除現況ですが、東が転用許可地、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。 それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 借人 加治木町新生町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。貸人 加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町小山田字春田〇〇番〇 田、416㎡の内253㎡、字春田〇〇番〇 田、940㎡の内304㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地であります。転用目的は、現場事務所・資材置場で、理由につきましては、農村地域防災減災事業（河川応急）〇〇地区操2－3工区の現場事務所・資材置場として利用したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、令和4年4月までの一時転用となります。なお、こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。こちらは、令和2年11月に3年間の一時転用許可となった土地で、今回施行業者が変更となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、徳永公民館から、南東に約70mの位置です。被害防除現況ですが、東が水路、西が農道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性は、県単公共事業、現場事務所のため、確実であります。条件及び特記事項は、工事終了後、農地への復元を確実にを行うように指導しております。総合意見といたしまして、転用許可基準

議 長	の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、１１番について事務局の説明を求めます。 それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 兵庫県尼崎市在住の〇〇他 １名。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑、１筆の面積が２８１㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 １棟 ９５．２３㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、申請地を取得して、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資と自己資金で対応となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１８番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１８番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、啓明幼稚園から、東に約１２０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性ですが、自己資金および融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 兵庫県神戸市在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字北野崎〇〇番〇 畑、１筆の面積が２．０４㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地拡張で、理由につきましては、兄から贈与で受けて、宅地拡張に利用するとのことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）４９６．００㎡と一体利用で、全事業面積が４９８．０４㎡となっております。

議 長	以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、１７番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１７番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、ホームタウン帖佐集会場から、南東に約８０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が一体利用地、西が転用許可地、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性ですが、贈与で庭の一部として使用するため、資金不用品で確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１３番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１３番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 兵庫県神戸市在住の〇〇他１名です。土地の所在が、脇元字平〇〇番 畑、字平〇〇番 畑、２筆の合計面積が３３６㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由につきましては、店舗来店用駐車場に利用するためということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第４号の２番と一体利用で、全事業面積が７６８㎡となっております。また、議案第３号の２番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１８番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１８番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、白金酒造から、南西に約１００ｍの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が鉄道用地、南が一体利用地、北が鉄道用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１４番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 埼玉県三郷市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字星原〇〇番〇 畑、1筆の面積が829㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、事業継続のため、宅地造成（3区画）する目的ということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。17番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富小学校から、北東に約130mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 愛知県豊田市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 東京都渋谷区在住の〇〇他2名です。土地の所在が、加治木町木田字須崎〇〇番〇 田、字須崎〇〇番〇 田、字須崎〇〇番〇 田、3筆の合計面積が2,478㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、物品流通倉庫 1棟 4,200㎡で、理由につきましては、事業拡張のため、物品流通倉庫を建設する目的ということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（雑種地）3,754㎡、〇〇番〇（雑種地）3,444㎡、〇〇番〇（雑種地）8,94㎡、〇〇番〇（雑種地）80㎡と一体利用で、全事業面積が、9,764.94㎡となっております。なお、都市計画区域内で、面積が30a超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。２番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、デリカフレンズから、南に約９０ｍの位置です。被害防除現況は、東が市道、西も市道、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、１６番について事務局の説明を求めます。 それでは、１６番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町仮屋町在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町反土字栢木〇〇番〇田、１筆の面積が８３１㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、申請地に宅地造成（３区画）をするためということでございます。資金については、自己資金で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。２番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から、南に約１３０ｍの位置です。被害防除現況は、東が宅地と畑、西が休耕地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、１７番について事務局の説明を求めます。 それでは、１７番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇

	です。土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、1筆の348㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 84.46㎡で、理由につきましては、現在借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいということでございます。資金については、融資で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木記念病院から、南東に約200mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西も市道、南が宅地、北が市道と原野です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、18番について事務局の説明を求めます。 それでは、18番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 西始良1丁目在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町上久徳字石神〇〇番〇 田、字石神〇〇番 田、字石神〇〇番〇 田、3筆の合計面積が1,546㎡となっております。申請地につきましては、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、貸自動車作業場で、理由につきましては、申請地は借人が営んでいる自動車工場と近く、自動車作業用地として最適と判断したためということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、県森林技術総合センターから、北東に約380mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が

議 長	県道、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
委 員	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から18番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	[質疑・意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、10番、15番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
議 長	————— 議案第6号 —————
議 長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次に、日程第8 議案第6号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。 1番から3番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、13ページです。今月の申請につきましては、売渡3件となっております。参考資料につきましては、89ページから91ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は加治木町木田在住の〇〇、

	土地の所在が、中津野字中兼〇〇番 田、字モッタイ〇〇番 田、字モッタイ〇〇番〇 田、字宮下川原〇〇番 田、字宮下川原〇〇番〇 田、5筆の合計面積が2, 6 1 5 m²です。譲渡希望価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、中津野字尾頭〇〇番〇 田、字尾頭〇〇番〇 田、字モッタイ〇〇番 田、3筆の合計面積が1, 3 8 8 m²です。譲渡希望価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、2 番の説明を終わります。 それでは、3 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、加治木町日木山在住の〇〇、土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、4筆の合計面積が8, 0 7 5 m²です。譲渡希望価格は、農業委員会に一任とのことです。 申請者は、牛を1 4から1 5頭飼っていますが、年次的に減らしていきたいとのことです。買い手が見つからない場合は、貸してもよいとのことでした 以上で、3 番の説明を終わります
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第6号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1 番から3 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	1 2 番農業委員。
委 員	はい。1 2 番農業委員です。 3 番の案件ですが、申請人は9 0 歳を超えておられて、娘さんが手伝いをして畜産業をされております。農地あっせんを受理されることは、問題ありませんが、面積も8, 0 7 5 m²ありますので、買い手を見つけるのは大変であると思われます。そこで少し聞きたいことがあるのですが、申請のあった1 番と3 番の隣の農地も借りて耕作されておりますが、今後どうされるのか聞いておられますか。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	お答えします。1 番と3 番のまわりの農地についてですが、詳しくは確認をしておりません。情報収集を行います。
議 長	1 2 番農業委員。よろしいですか。

議 長 委 員	よろしくお願いします。 ほかに質疑はありませんか。
議 長 委 員	「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から3番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長 委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第6号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から3番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案6号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長 委 員	「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号 農地あっせん申出(売渡 希望)についての、 1番と2番については、10番推進委員、11番推進委員、 12番推進委員に、 3番については、2番農業委員、12番農業委員、 2番推進委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
議 長 委 員	「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長	————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に日程第9、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。

事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 4 ページ 4 8 番の貸付ですが、議案第 1 号の 6 番で、利用権が設定され貸付となりましたので、完了となります。6 ページの 7 8 番の借受ですが、議案第 1 号の 4 番で、利用権が設定され借受となりましたので、完了となります。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[質問・意見なし]
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第 1 0、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。9 月は 6 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約 9 月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
————— その他 —————	
議 長	それでは日程第 1 1、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	[発言なし]
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。

事務局 議 長 事務局長	○ 活動記録簿の記入方法について ○ 全国農業新聞の新規加入推進について ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和３年度 第６回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。
-----------------------------------	--

議事録署名委員

署名委員

署名委員
